報道資料

総務省
くらしの中に
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和７年８月29日

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第22条第１項第４号に規定するその他総務大臣が告示する事由を定める告示案等に対する意見募集の結果

総務省は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第22条第１項第４号に規定するその他総務大臣が告示する事由を定める告示案、同令第24条第１項及び第２項の規定に基づき総務大臣が定める告示案及び電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令案に対して、令和７年７月５日(土)から同年８月４日(月)までの間、意見募集を行いました。その結果、１件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれに対する総務省の考え方を公表します。

１．改正の背景・概要

本件は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和７年総務省令第16号）が令和７年４月１日に施行されたこと等に伴い、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく第二種交付金及び第二種負担金の額の算定に係る所要の整備等を行うため、同令第22条第１項第４号に規定するその他総務大臣が告示する事由を定める告示及び同令第24条第１項及び第２項の規定に基づき総務大臣が定める告示を制定し、並びに電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）の一部を改正しようとするものです。

２．意見募集の対象

・第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第22条第１項第４号に規定するその他総務大臣が告示する事由を定める告示案
・第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第24条第１項の規定に基づき総務大臣が定める告示案
・電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令案

３．意見募集の結果

提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は、別紙のとおりです。

４．今後の予定

意見募集の結果を踏まえ、速やかに告示の制定等を行う予定です。

【連絡先】
連絡先：総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課
担　当：望月課長補佐、中里主査、佐々木官
電　話：03-5253-5817
E-mail：broadband2020-jimu_atmark_ml.soumu.go.jp
（注）迷惑メール防止対策のため「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に置き換えてください。